

## 平成21年第1回砂川市議会定例会

平成21年3月17日（火曜日）第6号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について  
議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第26号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について  
議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について  
議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について  
議案第 8号 平成21年度砂川市一般会計予算  
議案第 9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算  
議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算  
議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算  
[第2予算審査特別委員会]

#### 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の

制定について

- 議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第26号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8号 平成21年度砂川市一般会計予算
- 議案第 9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算
- 議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算

[第2予算審査特別委員会]

○出席議員（14名）

議長	北谷文夫君	副議長	東英男君
議員	矢野裕司君	議員	武田圭介君
	増田吉章君		飯澤明彦君
	中江清美君		吉浦やす子君
	一ノ瀬弘昭君		尾崎静夫君
	土田政己君		辻勲君
	小黒弘君		沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	善 岡 雅 文
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 技 監	中 村 俊 夫
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	善 岡 雅 文
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	角 丸 誠 一
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
庶 務 係 長	佐 々 木 純 人
議 事 係 長	石 川 早 苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
  - 議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第26号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
  - 議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
  - 議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
  - 議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算
  - 議案第9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算
  - 議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算
  - 議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算
  - 議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算
  - 議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、前日に引き続き各議案に対する総括質疑を行います。

議案第8号に対する総括質疑を続けます。

一ノ瀬弘昭議員。

〇一ノ瀬弘昭議員（登壇） それでは、議案第8号、平成21年度の一般会計予算につきまして総括質疑をさせていただきたいと思えます。

私の質問は、質疑は、毎年恒例となっておりますけれども、学童保育事業についてであります。差し当たり資料等々はございませんけれども、これまでの数多くの質問あるいは質疑の中からそれらを精査した中でお伺いしていきたいものだなと、そんなふうに思っております。

思い返せばこの学童保育事業というのは平成16年度に始まりました。この学童保育事業を実施するに当たり、市はさまざまな形で1年間、平成15年度当初から準備を行いながら16年度の設置、またはその事業実施ということに相なりました。その経過はいろいろありまして、さまざまな議論もありました。設置当初は、皆さんご承知のとおり、アンケート調査でも明らかではありますけれども、20人強、そういった人数からスタートいたしました。私が今回も質問、質疑させていただきたいのは、公設公営の部分についてでありますけれども、そういった中で私は今の1万円という設置当初からの金額につきましていろいろな意見があったことから、修正案を提出させていただいた経過もございます。当時議論になりましたのは、やはり学童保育というこういった新設の事業であることから、それがうまくいくのか、それともそうではないのかということから、何としても1万円という先が見えない中でスタートしたいということがあったものですから、皆さんもご承知して、見事私の修正案が否決された、そういう経過にあると思えます。そういった経過はさておいて、私が今回お伺いしたいのは、条例ができた16年の当初のときには、冒頭にも申し上げさせていただきましたが、先が見えないと。そんな中から何としても今回まず手始めに1万円スタートさせていただきたいと、そういう提案説明並びに質疑に対する答弁ということもありました。これが軌道に乗ってきて、当初20人ちょっとでしたけれども、それが数がふえていけば、具体的に36人以上、あるいは8,600円というような具体的数字を挙げられた中で引き下げというのも条例改正一つでできるのだという、そういう流れの中で時の18人の議員の皆さんの大勢が賛成された、そういう経過でございます。ですから、私今回お伺いしたいのは、現状として当初の20人強、その人数を大幅に上回る学童保育への利用者がいるというこの現状を踏まえた中で、しかも一般質問でも12月のときにお話ししましたが、5年間経過したそういう経過からしても、私はいま一度そのあり方も含めた中で、あり方というのはやめるとかそういうことではございませんけれども、そういったこのままの姿でいいのかということを検証した中で、私は1,000円の引き下げが必要ではないかなということのをこれたびたび申し上げてきているわけでありませぬ。

当初の状況とは学童保育をめぐる情勢が変わっております。設置当初は、道が示す負担割合というのは極めてこれは明確なものではございませんでした。一部の負担を受益者に負担してもらうことができるという規定でありました。ですから、この一部負担のあり方

というのは、時の部長がおっしゃられたように100%でない限り99%であってもこれは一部なのだ、という解釈もあるでしょう。一方、私はそのときに道の担当の方からお伺いして、一部とは例えば遠足に行くときのおやつ代、弁当代というのが一部ということに相当するのではないかというその答弁を、答弁といいますか、道の方の指導を受けながら、私はそのことを申し述べてきたわけでありまして。こういったようにその一部という負担についてはいろいろ意見があります。ただ、平成18年度から2分の1の負担ということを前提に考えていくという基本的な方針が出されたものですから、そのレールに乗った形で過去の答弁がどうのということでも私申し上げさせていただきましたけれども、その域を超えた中で、あくまでも現状の枠組みの中で、その2分の1の負担の中でそのあり方というのも考えていかなければならない。そういったときに、具体的に36人以上であれば8,600円というお話もありましたけれども、そういった答弁もありましたけれども、現状の枠組みでいくなれば私は8,600円ではなくて9,000円というのが今現状として妥当ではないかというふうに思っております。

しかも、私が一般質問でも申し上げているとおり、この9,000円へ現状から見て1,000円引き下げるということは、子育て支援の一環として市が新たに施策等々という考えのもとに子育て支援の一環として面倒見てほしいというものではございません。あくまでも道が示すところの2分の1ルールというものを重んじてみたときに、今のパーセンテージでいえば55%あるいは45%という比率になってはいないかと。その範疇の中で引き下げる金額として妥当なのが1,000円だという私はお話をしているわけであって、それ以降の負担軽減というのは市長の政治的判断あるいは政策的要素、そういったもので引き下げるのが妥当だというふうに私は思っているのです。今回はあくまでも負担のあり方、ルール、そういったものの範疇の中でこれはできるのではないかと、そうしていくことが将来の利用料の関係で見ていったときに妥当なのではないかと。今、何度も言いますがけれども、今もう5年経過しましたよと、当時もそういう答弁がありましたよと、そういった中で5年たった今見直してはどうかというお考えではないかということで私お伺いしたいわけでありましてけれども、その点についてまず1回目にお伺いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） ただいま学童保育事業につきましてこれまでのご質問あるいはご質疑も含めてお話がありまして、お話の中では学童保育料、これについては現行1万円ですけれども、見直し、そして9,000円ということですから1,000円引き下げが可能でないかというお話でありますけれども、私のほうからまず総体的なご答弁を申し上げさせていただきますと思います。

平成16年4月に学童保育所を実施するに当たり、事前に利用希望者を公募したところ

約20名程度の希望があり、平成16年4月の公設の砂川学童保育所の開設時は通年14名、短期7名の登録児童数でありました。開設2年目の平成17年度の登録児童数は、通年で年平均36名、短期で年平均14名であり、登録児童数の増加が見込まれることから、平成18年度には南学童保育所を新たに開設し、中央学童保育所と南学童保育所の2カ所において公設による学童保育を実施したところであります。国においては、平成18年度に学童保育所の運営費負担割合の明確化を図り、おおむね2分の1を保護者負担で賄うこととし、実施市町村に対し助成しているところであります。本市における負担割合は、平成19年度までの決算の累計では施設整備費を含めて平均で保護者負担割合は46.4%となっております。また、利用者がふえてきており、保育料の見直しが可能ではないかとのことでありますが、利用いただく児童数が増加いたしますと増加した児童数に見合った指導員を配置することが必要でありますし、送迎のためのタクシー代を初めとする諸経費についても増加することとなります。このことから、現段階においては学童保育料の見直しは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 今ほどご答弁いただきましたけれども、これまでの質問あるいは質疑に対する答弁と何ら変わらないことに私は残念な気しております。

今ほどの答弁の中で、施設のいわゆる初期投資部分を含めた中での四十数%、46.何%というようなお話ありましたけれども、私これ前から言っているのですけれども、これは全然、負担割合の試算的に見たらこれはどうかと思うのです。というのは、道の、北海道の補助の内容から見ても、通常の助成といいますか、補助の枠以外にこれは新設、あるいはそういった部分の施設整備費ということで助成されることになっているのです。なっているのです。ですから、それはそれとして考えたときに、学童保育を運営していく部分についてはそれは必要なことなのだというふうに思いますけれども、当然きちっと直すものは直していかなければこれは運営は成り立っていかないのだけれども、あくまでも僕は直接経費といいますか、そういった部分で考えていくのがやはり筋なのかなというふうに思います。私はそう思うのです。通常のそういった運営の経費というものに対する負担割合というふうにしていかないと、各年によって統計がうまいこといかないと思うのです。そういった部分からも、私はそれについては異論があるところであります。

ただ、今回につきましては、そういった異論はあるのだけれども、どうのこうのということではございませんで、ちょっと考えてみていただきたいのですけれども、平成16年度の新設のときに、先ほども言いましたけれども、私修正案出しました。そのときの答弁が、答弁がですよ、もちろん前段に利用されるであろう利用者、希望されている方々に対する説明でも同じことを言っていましたけれども、それはさておいたとして、議会、委員会等々で議員に対して、私はいいですよ、修正案出して暴れたほうですからいいですよ。ただ、議員の皆さん、ほかの賛成してくれた、市にとってみたらですよ、賛成してもら

ためにこの1万円というのにはありきではないのだよという話ししているのです。今の井上部長ではないですけども、そういう話ししているのです、具体的な数字を質疑に対する答弁という形でしながら。今は当面20名前後の利用しか見込めないで、1万円でスタートさせてくださいよという話をしているのです。これが軌道に乗ってくれば、この1万円というのにはありきではないので、条例改正一つで引き下げも可能なのではという話までしているのです。その説明責任をどう果たすかということだと思っております、私は。私に対する説明責任ではないです。それに賛成した議員の、それでそういう形で納得させたのです。それをどう見るかということなのです。これ大変なことだと思います、私は。その辺をどう考えておられるのかです。

しかも、私今になって、当時はなぜ修正案の中で5,200円という数字を私出させていただいたか、そういう試算をしたか、覚えている方も多いと思うのですけれども、当時の北海道のエンゼルプランだとかそういったさまざまなことで学童保育、いわゆるこの放課後児童健全育成事業というのは各学校区に10名以上の対象者がいるのであれば道としても補助金も出すので、出すので、各学校区に1つずつ設置することを目標としてということになっていたのです。1つずつあれば、私はタクシーで送迎することもないなと思っていたのです。ですから、そういったことを考慮して考えたときに道の示す、当時の示す、示すそういったことを考慮して考えたときに、各学校区に1個あればいいのだけれども、それは経費面の関係、そういったことからして当然当時の状況では無理だということから1カ所に集約したわけです。集約するというのは、利用者の責任で集約になったのではないのです。市の考えで集約されたのです。ですから、その集約された部分についての交通費だとかそういうものというのは、当然市が負担すべきであろうという考えの中から私はその交通費というのをまず抜かしました。そして、その残った部分の負担割合、これをどう見るかということで、私は当時から実は2分の1ルールというものを設定しました、独自に。ですから、五分五分、半々、2分の1ずつ、こういった考えのもと計算が成り立ってきたのが2分の1という、いやいや、5,200円という、そういった数字だったのです。ですから、当時からいろいろ状況が変わっていて、数的なものは変わっているのだけれども、私の基本的な考えというのは変わっていないというふうに私は思っているのですけれども、先ほど来お伺いしているとおり、うそとかそういうことは僕言いません。そうも思っていないので、そういうことはお伺いするものではございませんけれども、当時の正式な議員に対する答弁あるいは説明、そういった中で1万円というのにはありきではないのだよと、状況が整い次第引き下げというのも考えているのだよと、今どうのこうのというのは利用者が見込めないからわかりませんわと、だから今回これで始めさせてくれとってスタートしてきたのです。議員の皆さんそれで賛成したのです、私は反対しましたけれども。私は、何も学童保育事業を嫌で、しないほうが良いということで反対したのではないのです。こういう現状というのがもう火を見るより明らかだったからなのです。今現状



引き下げていないでしょう。下げると言ったのに下げていないのです。こういう現状になるということわかっていたのです、結果論で申し上げて申しわけないけれども。現実そうでしょう。引き下げていないという現実から見たらそうでしょう。私の言っていること間違っていないと思うのです、結果論だけれども。そうなるのが嫌だから、当時から将来を見据えた物の見方で考えていきましょうやというのが私の考えだったのです。百歩譲りましょう。そういったことを私ももう言いたくないので、対立する立場でもないのに、今見直したらどうでしょうかということなのです。しかも、私が言っているのは無理難題なことは、市長、何も言っていないのです、市長。道が示す2分の1ルールの中で、その2分の1に限りなく近づけようと、端数もあるので、きっちりはないけれども、1,000円引き下げることによって50.何%あるいは49.何%という形になりますよということをお私提案しているのです、毎回。無理難題ではないのです。

しかも、例えば仮に2分の1ルールというものでいったときに、受益者が2分の1負担します。もう2分の1というのは、その2分の1に対して3分の1が国、3分の1が道、3分の1が市という形になっているのです。なっているのです。実際それをひとしく道も国も市もひとしくいわゆる受益者1人当たり1,000円という負担増に今なっていますけれども、それをひとしく333円ずつ分け合っているのかという話です、私からすれば。それに見合ったきちとした補助金になっているのだろうかという話です。私は、ちょっとそうではないかもしれないという気持ちでいるのです。というのは、基準ルールからいったときにきちとした試算を出して行われているのかもしれない、それはわかりませんからお伺いしたいのだけれども、私の疑念とまで言ったらちょっとおかしいのですけれども、そうではないのですけれども、道と国は2分の1に見合った補助金なりをくれているのかもしれませんが。ですから、その1,000円分がどこが少ないのかといったら、市ではないのかなというふうに私思っているのです。そうではないという答弁をしていただきたいのです。そうではないという答弁をしていただきたいのです。ですから、これきのうの介護保険の関係でもいろいろ話出ていますけれども、例えば基金の話、まさに井上部長答弁されていますよね、基本的な考え方として、2分の1というのがこれ公費で賄われているのですよね、介護保険の場合でいうと。そして、2分の1をいわゆる余った分は基金に積み立てますよと、そしてそれを限りなく使い切ってしまうよという、それがいい使い方だということで介護の場合はお話をされていたと思うのです。他市町村の場合は今までもらい過ぎていた分が基金としてあるものだから、それを今期、この4期目でその分を返還ということでもないでしょうけれども、そういった考えの中で引き下げたりしているという考え方なのだと思うのです。それをそういった考え方に立つとするならば、私はこれまで行ってきた部分でいくと、1,000円の差額が出ているということについていえば受益者から多く負担をしてもらっているのです。それを私今さらそれを返せだとか、そういうことを言っているのではないのです。そういうことを言っているのではないので

す。そういうことも踏まえた中で、今新たに見直ししていったらどうかという話なのです。今負担のあり方がおおむね2分の1でオーケーだよというご答弁ですけれども、その2分の1というものを厳密に言ったときに狂ってきている、それは金額にして幾ら狂ってきているのかという1,000円だ、だからその1,000円を補正かけてやろうというのが私の考えです。それ以上子育て支援の一環として市が負担してくださいよということは私一切言っていない。それは、市長の子育てに対する思いがあればそうしていただくにこしたことは私ないのですけれども、そういうことを言っているのではないのです。ですから、5年たった現状のもとこれはできるのではないかという問いに対してできないということなので、そのできない理由がわからないのです、私。わからない以上これ何回も質問しなければいけないと思っています、私が納得できるまで。

また、私が納得できるということはどういうことなのかというと、当時その説明を聞いていたお父さん方、お母さん方、具体的に先ほども言いましたけれども、人数が多くなってきたら料金を引き下げますので、皆さん利用してくださいよというふれ込みなのです。それを信頼しているのです。そう思い込んでいるのです。いまだにそう思っているのです。それをその人方がここに声を上げられないものだから、私今ここで代表でやっているということなのです。そういうことなのです。それらを踏まえたときにどうだったのかというと、現状は引き下げの考えはないと。ないのでしょね。いまだにやっていないということはないのでしょ。だけれども、私はそういうものでないのではないかなと思います。私は、そういった余りなじまない言葉を使いたくないですけれども、議会に対してそういう説明をしているのです、現実。現実。そうかと、一ノ瀬言うこともわからぬでもないけれども、今一ノ瀬が言っていることはおかしいぞと、20人の人しか、当時ですよ、私修正案、修正案出したときですよ、20人しか見込まれないのに無理難題を、一ノ瀬みたいな無理難題言ってもどうもならぬと、だから今は了承しようやという意見だったのでないですか。だから、今の1万円ということが成り立っているのではないですか。だったら、そのときの説明のように状況が整ったのであれば、そうしたほうが私は賛成した議員の皆さんに対してもこれは説明責任がつくと思うのです。私はいいですよ、私は蚊帳の外で結構です。私は当時反対もしましたし、修正案出しましたから、私はいいです。そういうことからすれば、私は現状18年度から道の基本的な考えというのも変わったわけですから、当時のことを引き合いに出すつもりは全くございません。考え方、答弁は引き合いに出しますけれども、金額的なことは引き合いに出しません。ですから、8,600円という話はあったのだけれども、今9,000円、18年度以降の考えのもとで9,000円どうですか、引き下げてはどうですかというお話をしているのです。再度その辺のお話をお伺いしたいなというふうに思うのですけれども、これは立場上恐らく市長のご答弁でなければちょっとならないのかなというふうに思うものですから、市長、その辺ご答弁いただきたいと思う。私何回も言いますけれども、無理なこと全く言っていない。18年度

新しくなったその道の考えに基づいて2分の1をよりびたり近づけようということで僕1,000円と言っていますので、それ以上市に何も求めたりしていません、今。それを含めてご答弁をいただければというふうに思っています。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) なかなか一ノ瀬議員言っていることが私ちょっと理解できないのですが、市民部長言っているのは2分の1の範囲内で父母負担をいただいていると。まだ父母負担のほうが少ないですよということなのです。この率でいうと46.4%が父母負担ですと。ですから、私は決して間違った使用料といいますか、保護者負担、負担を求めてはいないというふうに私は思っておりますので、これによろしいのではないかと考えています。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 実は、市長、私12月にも質問させていただいているのですが、今の46.何%というのは実は平成18年度に南学童保育所を設置したときのその新設経費が入っているのです。12月の答弁で部長再度答弁し直したのだけれども、それではきちっとした試算ができないのではないかと私の問いに対して答弁変えているのですけれども、そのときの割合でいくと若干、3%かそこらだったと思いますけれども、市のほうが負担多いのです。多いです。確かに多い少ないでいえば市のほうが多いのです。ですが、その部分その経費というものを別枠で道から補助金出ているはずですから、私の調べによれば、出ているわけですから、それを差し引いて考えたときに部長答弁12月のときに言い直しているのですけれども、当初ですよ、今の数字をそのまま詳細はどうだったのといくと、18年度については保護者負担割合三十何%なのです、実は。その数字が後を引いて、今の46.何%ということになっているのだけれども、初期投資分を別枠で補助金が出ているわけですから、別枠で出ている。出ているのです。その分で考えていくと、出ていますよね、そうですね。ですから、そういうことで考えると保護者負担割合のほうが大きくなっているのです、実は。三十何%と約50%に近い四十何%では全然これ違いますから。単年度で5%ぐらい、3%、5%という金額しか変わってきていないので、非常にそこら辺が難しいところなのです。ですから、何度も言います。もう一回言います。平成18年度を初期投資を見て三十何%の負担しか受益者にしてもらっていないよという考え方にすれば確かに部長が1回目に答弁した、あるいは今市長答弁いただいた四十何%という、46.何%という数字になるのです。だけれども、だけれどもですよ、そうではない一般の通常の運営経費という見方からすれば、道から別枠で補助金出ているので、それをカットして考えるとですよ、考えると受益者のほうが負担が大きいのだよという計算が成り立つのです。ですから、私はその分を軽減するならば1,000円引き下げ。これ1,000円引き下げって私からこれ1,000円高いよ言ったのでないの

です、市長。違うのです。実は、12月の一般質問の中で差額がどれだけなのと私聞いたとき1,000円ということだったので、私1,000円なのだなと。私の試算では本当は1,000円未満だったのです。1,000円未満だったのです。限りなく近いのは近いですが、1,000円未満だったのです。だけれども、1,000円という答弁だったので、1,000円が妥当なのだなというふうに思うものですから、1,000円という言い方をしているのだけれども、実際そうなのです。そういうふうになっているので、お話ししているのだけれども、通常の一般質問だと所管にかかわるので、私こういうことはお話ししないのだけれども、今回はそういったものではないので、お話しさせていただければ、きのう来いわゆる高齢化率が高くなってきているよ、あるいは人口が少なくなってきたよというお話を多くの議員の方されているのですけれども、実は私は議員になったのが平成15年なのですけれども、そのときに地域経済の活性化というような一般質問をしております。議員1期目、1年目の年ですけれども、そのときに平成20年度には5年後の推移を見たときに30%台の高齢化率になるのではないかとということを私言っているのです、そのときに、5年前に、言っているのです。というのは、10年間、20年間というものをずっと平均していくと、大体少なく見積もっても平成20年度には30%台になるだろうということが容易に判断できたので、そのときに私質問の中で言っているのです。こんなこと言ったら、もうこれ以上言わないのですけれども、何を言いたいかという65歳以上のお年寄りの数というのはデータ的に見てふえているわけではないのです。若干ふえていますよ、ふえていますけれども、目立ってふえているわけではないのです、実は。ホームページとか、市のホームページとか見てみてもわかるのですけれども、目立ってふえているわけではないのです。人口が総体的に減っているものだから、入れかわりはあるのだけれども、65歳以上の数というのが大体固定しているものだから、高齢化率が高くなっていっているという、こういうことなのです。とりわけ働き世代の人方が仕事を先見つけて、他の市町村に転出していっているのがあります。また、若い世代が減っていっているというのも現状としてあります。ですから、今そういったことを、きのうの介護の話でもありましたけれども、考えていったときに、市長、若い人、働き盛りの人、こういう人方に、私も含めてですけれども、65歳以上の方々を支えていかなければならないのです。私たちの世代が支えていかなければならないのです。そうなったときに、市長、働く環境がいいということで砂川市に来ていただいている方もいないわけではないのです。そして、市長、原課の方いろいろと試行錯誤された中でハートフル住まいる事業行われましたよね。そういったものも他市にはないわと、砂川市はそうやって住環境もいいよと、子育ての環境もいいよ、周りは公園が日本一の面積があつてきれいだね、本当に住みやすいところだね、札幌にも近いよ、旭川にも近いよ、だったら砂川に住もうか、こう思っている人も少なくはないわけで、そういう人方をふやす取り組み、それが必要だと思います。ふえないにしても、これから減少させていかない取り組み、そういうのが私

必要だと思うので、その一環として先ほど来言っている見直しをした中で1,000円の引き下げが可能なのではないかなというふうに思っています。

私前から言っているのですけれども、これ砂川市は福祉なんかというのも他の市町村から見れば私は進んでいるものだなというふうに思っているのです、実は。そういった社会福祉だとかそういったものについても、割かしこのご時世の中温かい面も多々あるなというふうに思っているのです。ですから、私はいま一度この子育て支援、そういった中で、負担割合という部分に特化してお話しになってしまいましたけれども、いま一度そういった考えがないのかというふうに思っています。考え方は、市長、私12月のときも言いましたけれども、これまでのパーセンテージ的について多くいただいていた部分を2年か3年かわかりませんが、今後横ばいだったらそういった考えは成り立ちませんが、これから下降していくと、学童保育の利用者が下降していくという見方をしたときに1,000円引き下げるということのはこれまで多くもらった分をその3年間に充当して充てていこうという考え方が成り立つのがこれ1つなのだと思うのです。それで、これからこれが全く同じ状態で横ばいでいくのだとするならば、横ばいでいくのだとするならば、今までのことは多くもらった分は基金があるわけでもないですから、剰余金があるわけでもないですから、それはさておいて考えましょうやと、これから負担を明らかにしていきたいと思いますという話が成り立つのだと思うのですけれども、いずれにしても大きく見ていったときに、地域のさっきの人口の話もしましたけれども、そういったことも大きく考えていったときに、地方交付税だって国勢調査の関係でいくと住民1人当たり10万円程度の試算になるというふうに言われているので、1家族例えば子供2人いたら40万円、単年度で、そういう計算成り立つわけです。それが新たに転入してきたらそういうことになるのだけれども、転出していった場合にその分が減っていくということもあるので、総体的に考えたときに今のこの若い世代、私より若い世代、私も含めてもいいです。40歳ぐらいまで含めてもいいのだと思うのですけれども、とにかく大変だけれども、若い人頑張ってくださいやと、そういう気持ちも含めた中で新たな転換期にあるのではないかなというふうに思うものですから、できれば今回のこの新年度予算には間に合わないのかもしれませんが、補正とかという手もありますし、いろいろあります。そういったことも含めて、再度市長、今できるかどうかわからないのだけれどもでもいいのです。ただ、その基本的な考えを今伺っているわけで、そういったことをご答弁いただければなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、先ほどの数字というのは別枠で補助金出ているという観点からして私は一緒にするのはなじまないと思っていますので、その辺を含めてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 保育料の関係で一部数字的なご質問ございました。それで、先ほど1回目で私のほうで施設整備を含めて保護者の負担割合は46.4ということですから、市もそれなりの五十数%負担していると。国の考え方ですけれども、あくまでも学童保育の運営に当たってはおおむね保育料で2分の1、そして公費の2分の1ということで、これは統計上その比率をもって施設費を入れた場合とか入れない場合とか、そういう明確なものはありません。ただ、ここで言えますのは、それではその施設費というのを全く別枠にした場合さてどうなるのだろうというふうになれば、16年から19年の実績ではまさに保護者負担割合49.9ということになっていますので、これもほとんど2分の1に近いと、数字的にはそういう状況であります。

ただ、お話の中で36名にと、なったらというふうなお話もありましたけれども、ご答弁申し上げましたとおり、今現在公設公営は2カ所で行っています。2カ所ということであれば、当然しっかりした体制整備ということからいけば、当然その2カ所にかかわる指導員という方を確保しなければならないと。現在合わせまして嘱託指導員で2名、パート指導員で2名です。それで、勤務につきましては、ご承知だと思いますけれども、休み、夏休み、冬休み含めまして朝の7時半から9時までですから11時間半、あるいは平日であれば6時間半、これについてはしっかりと親御さんからお預かりをするお子さんを安全にお守りするということが使命でありますけれども、この指導員につきましても例えば年間の中でいろいろ出入りはあるわけですけれども、これまで学童保育の入所を希望されて、そこはまだ入所することができませんと断ったケースはございません。常に受け入れております。ということは、時期的にお子さんが少なくてもしっかりとお守りする体制だけはやっぱり確保しなければならないと。そういう面ではやっぱり指導員に係る経費もございます。参考までですけれども、この新年度の予算の中でも学童保育につきましては、公設公営の2カ所の部分でいきますとおおむね予算的には1,550万となっています。そこで、今ほど申し上げました指導員にかかわる経費、これらにつきましては報酬、賃金、おおむねそこで970万、そしてこの方たちにもやはり社会保険料、法定福利というのありますから、そこで45万、1,550万のうち1,000万を超えるものがやっぱりその人件費に係ると。これについては、今ほど申し上げましたやっぱりお預かりをするのだという体制をしっかりとしなければならぬと、そういうことからいけばやっぱり必要な経費であると考えておりますし、そこでそれでは負担ということでは先ほどから申し上げているとおりおおむね国で示している2分の1、そこには合致しているよという状況でありますから、ぜひその点についてはご理解を賜りたいと存じます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 一部答弁漏れがあったようでございますけれども、平成16年の4月から学童保育所を新たに砂川市で取り組むのだということで、平成16年の3月議

会で新設条例を提案しまして、そこには当然その保育料というものを当然条例に明記してございます。そういった議会とのご審議の中では、やはり保育料ですから、それは今後の推移ということはやっぱり十分検討しなければならないと、そういうことは当然やりとりとしてはあると思います。そういった経過も踏まえまして、先ほど議員のほうからお話ありました平成17年でしたか、議員のほうから保育料の関係につきましては修正案なども出てきました。その中では、果たして一部を負担をするのだという一部というのは一体どうなのだというようなことで、これまたいろいろご論議もいただきました。そういった中で、今度は18年度に国のほうで新たに全国的な学童保育の広まりからなのでしょうけれども、基準としておおむね2分の1だと基準も示されたと。現行砂川においてもそういった基準におおむね合致する形でご負担をいただいているということでございますから、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員（登壇） 議事進行をお願いしたいのは、今もう3回目の質疑が既に終わってしまっていて、答弁も済んでいると私は思っています。できれば今後の議事進行をスムーズに進めていただくためにも質疑を終結してほしいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時02分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

小黑弘議員からの議事進行の動議が出されましたけれども、賛成者がいなかったため、成立しませんでした。

議事を進行します。

一ノ瀬弘昭議員の総括質疑を終了します。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算について大綱質疑をさせていただきます。

初めに、09年度の地方財政計画と砂川市の予算編成の基本的な考え方についてお伺いをしたいというふうに思っております。今日本の経済は、100年に1度の経済危機とか戦後最大の不景気と言われていますが、この経済悪化に歯どめをかけ、どう日本の経済を立て直し、雇用と暮らし、福祉を守る立場に立つ予算編成を行うかが国や地方自治体に今

求められております。予算編成は、国の地方財政計画に基づいて行われますので、まず09年度地方財政計画の特徴について質疑をしたいというふうに思っております。

今年度の地方財政計画は、麻生内閣の景気対策が中心に据えられ、08年度の補正予算との兼ね合いもあり、近年になく複雑になっており、さらに地方交付税の増額分の扱いについて総務省からの異例の要望が出されておりますので、具体的にお伺いをいたします。08年度に地方再生対策として上乘せされた地方交付税が09年度も継続されているようでありませぬけれども、09年度の砂川市の配分額について。これに加えて地方交付税1兆円の増額措置がとられているようですので、その内訳について。とりわけその中に地域雇用創出推進費が創設されましたが、その算出基準と砂川市の配分額について。この地域創出推進費は、今日の経済雇用情勢を踏まえた特別の対応で、09年度と10年度限りの措置であるからとして総務省財政課長内簡でこの地方交付税の増額分の扱いについて地方自治体に要望するという異例の要望が出されておりますので、その内容についてお伺いをいたします。また、道路特定財源の一般財源化に伴う地方財政についてであります。新たに創設された地域活力基盤創造交付金の内容と道路関連地方債制度も変わったようでありませぬので、その内容もあわせてお伺いをいたします。

定住自立圏構想、定住移住については割愛をいたします。

次に、国民投票サブシステム構築経費について基本的な考え方をお伺いいたします。国民投票法は、07年5月、国会で強行採決によって成立したものであります。投票年齢の設定や最低投票率の是非など附帯決議で検討が義務づけられた多くの問題が凍結状態にあり、一歩も進んでおりませぬ。さらに、衆参両院に設置されることになっている憲法審査会でさえ設置されていないのに、なぜ市町村における投票人名簿作成のシステム改修事業だけは先行していくのかお伺いしたいと思います。

次に、新学習指導要領についてお伺いいたします。40年ぶりに授業数の学習内容がふえ、ゆとり教育がどうなるのか心配の声が上がっております。4月からの移行措置で授業内容や指導内容がどう変わるのか伺います。また、この授業数がふえるという状況のもとで非常勤講師の配置など体制の整備は今後どう進められるのかも伺いしたいと思います。

最後に、学校給食についてお伺いいたします。米飯給食の目標は現在週3回ですが、07年度の全国小中学校平均でこの目標を達成したことを受けて、政府は米飯給食の意義を再評価し、この週4回から5回にふやすのが当然だという方針を打ち出しました。そして、既に週5回にしている学校が今急増しております。砂川市の学校給食もすべて米飯給食にする考えはないのかお伺いをいたします。

なお、特別支援教育等については、時間の関係上割愛し、1回目の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから09年度地方財政計画と砂川市の予算編成の基本方針、09年度地方財政計画の特徴、さらには国民投票サブシステ



ム構築是非について順次ご答弁を申し上げます。

まず、09年度地方財政計画と砂川市の予算編成の基本方針についてでございます。政府の雇用対策への対応についてであります。地域における雇用対策につきましては平成20年度補正予算、平成21年度当初予算において計上しております。公共事業の増により、雇用の確保につながるものと考えております。地域における雇用機会の創出のため、国の平成20年度第2次補正に計上されたふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金につきましては、都道府県に交付されるものであります。北海道は、2月の北海道議会臨時会において基金条例の制定を行ったところであり、この基金を活用して21年度から雇用機会の創出を図るための事業を実施するところであります。市町村が行う事業も対象となることから、砂川市といたしましても実施事業の選定を進めてまいりましたが、平成21年度当初予算の計上に間に合わせる事ができなかったことから、早急に対応するため4月に臨時会の開催をお願いし、補正予算を計上してまいりたいと考えております。

次に、09年度地方財政計画の特徴についてご答弁を申し上げます。地方と都市の共生の考え方のもと、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方の自主的、主体的な活性化施策に必要な経費を算定する地方再生対策費は、前年度と同様の算定方法により4,000億円程度を算定することとされておりますので、砂川市におきましても昨年度の交付額である5,653万3,000円を計上しております。地方交付税の1兆円の増額につきましては、生活防衛のための緊急対策に基づくものであり、間伐や学校耐震化を初め地域の知恵を生かした事業を推進し、地域の雇用を創出するための必要な経費として雇用情勢や経済、財政状況の厳しい地域に重点的に配分する地域雇用創出推進費として5,000億円程度、さらに地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実として地域の元気回復に向けて地方が自主的、主体的に取り組む地域活性化のための財源確保として1,500億円程度、小児、産科医療を初め地域医療の中核となる公立病院に対する財政措置の充実など医療少子化対策の充実として1,500億円程度、最近の金融情勢を踏まえた地方財政計画上の公債費の償還期限の見直しとして2,000億円程度であり、合計で1兆円となるものであります。地域雇用創出推進費につきましては、平成21年度及び平成22年度の2カ年間にそれぞれ5,000億円程度が計上されるもので、算定方法は人口、人口規模による段階補正、自主財源の割合、納税者1人当たり課税対象所得、第1次産業就業者比率を用いて算定いたしますが、砂川市の国から示された資産額は5,400万円となっております。総務省財政課長内簡につきましては、地域雇用創出推進費が平成21年度及び平成22年度限りの措置であることを踏まえ、全額を一たん基金に積み立てて使用するなどにより、その用途が地域住民に明らかになるように取り組みを行うことが望ましいこととされております。

道路特定財源の一般財源化により新たに創設された地域活力創造、いや、地域活力基盤創造交付金につきましては、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事

業として9,400億円が地方の実情に応じて使用できるものとされており。現在要綱などの策定が進められている状況とのことであり、内容につきましては今後明らかになりますが、継続して取り組む事業につきましては地方道路整備臨時交付金と同様の取り扱いをすることとされておりますので、事業実施に向けて取り進めているところであります。地方債につきましては、臨時地方道整備事業債にかわり地方道路整備事業債が創設され、従来道路特定財源があることなどにより起債対象としていなかった部分につきましても起債対象となるなどの見直しを図られたところであります。

続きまして、国民投票サブシステム構築経費についてでございます。日本国憲法の改正手続に関する法律は、日本国憲法第96条に定める憲法の改正について国民の承認に係る投票に関する手続を定めたものであります。この法律は、平成19年5月18日に公布され、施行日は平成22年5月18日であり、施行日以後国会による憲法改正の発議に基づき国民投票が実施される可能性があります。同法における投票人は、従来の公職選挙法における選挙人とはその対象範囲が異なっており、当市の従来の選挙人名簿調製システムでは投票人名簿を作成することができないことから、別途投票人名簿システムを構築するものであります。議員ご質問のなぜ市町村における投票人名簿作成システム改修事業だけが先行して行うのかとの質問であります。国民投票に関する事務は地方自治法に規定する法定受託事務であり、平成22年5月の同法施行後に国会の憲法改正の発議により実施されるものであり、その実施時期を予測することは困難であります。憲法改正の発議が起こった際には確実に執行しなければならないことから、法の施行までに執行の準備を整える必要があり、本予算の計上をするものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、私のほうから新学習指導要領についてと学校給食についての大きく2点についてご答弁を申し上げます。

初めに、新学習指導要領の4月からの移行措置で、授業内容や指導内容がどのように変わるのかについてご答弁を申し上げます。今回の学習指導要領改訂に伴い、小中学校においては平成21年度より一部先行実施等を含む移行措置が開始されます。各学校では、この移行期間中に小学校は平成23年度、中学校は平成24年度の完全実施に向けて学習内容を段階的に増加させるなどの準備を行っているところでございます。具体的には学習指導要領の基本理念であります総則を初め、道徳、総合的な学習の時間、特別活動が平成21年度から先行実施されます。また、算数、数学、理科につきましては、内容の一部が先行実施されることとなっております。それに伴いまして、現行の教科書で不足する内容を補完するものとして、各教科それぞれについて補助教材がすべての児童生徒に配布されます。この補助教材につきましては、国の責任により新年度に間に合うよう配布される予定でございます。また、理科の先行実施に伴う実験器具等の新たな教具、備品につきましては、各学校への配当予算で計画的に整備していく考えであります。その他の教科につきま

しては、学校の判断により先行実施できるものとされており。また、このたびの学習指導要領の改訂で新設された小学校の外国語活動につきましては、市内すべての小学校におきまして年間10単位時間程度行う予定であり、文部科学省より5年、6年生の全児童に配布される英語ノートなどを活用しながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成と言語や文化についての理解を深めてまいります。なお、小学校における外国語活動は、移行措置期間中に段階的に授業数をふやし、平成23年度の本格実施には年間35単位時間の扱いとなるところであります。

今年度教育委員会では、市内全学校の教務担当教員と校長会により学習指導要領研究委員会を立ち上げ、新しい学習指導要領の移行措置の内容について研究を行い、移行措置資料を作成し、市内全教職員に配布したところでございます。各学校においては、それらを活用しながら、全市が足並みをそろえて移行措置を実施するとともに、移行期間の学習内容が確実に履修できるよう校内体制の充実を図ってきたところであります。また、今回の改訂が求めている指導の改善は、基礎的、基本的な知識、技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の能力の育成、言語活動の充実、理数教育の充実、道徳教育の充実など、いずれも教師の指導力のレベルアップが必要なものが多々あることから、教育委員会といたしましても各学校の校内研修体制が充実するよう各学校のニーズに応じて指導助言してまいりたいと考えております。また、研修の充実のために空知教育局や空知教育センターなどの外部機関とも連携体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

非常勤講師につきましては、現在英語指導助手を1名配置し、小中学校の英語に関する授業に積極的に活用してまいりましたが、平成21年からの移行措置に伴い新たに導入される小学校の外国語活動の円滑な推進のため、今後さらに重視されるところであります。他の教科にかかわる非常勤講師につきましては、各学校とも現行の指導体制により対応することとし、現在のところ配置の予定はありませんが、今後の移行措置の状況を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

学習指導要領の改訂に伴う教師や保護者との話し合いについては、今日求められている生きる力を児童生徒一人一人にはぐくむためには学校教育のみならず保護者や地域の方々との連携協力することが重要であります。特に生きる力の理念を実現する新しい学習指導要領の趣旨や内容について保護者や地域住民に十分理解していただくことが必要であると考えております。そのため各学校においては、これまでも保護者会やPTA主催の会合、あるいは学校だより等におきまして新学習指導要領に基づく教育課程についての説明や協議を行ってまいりました。今後におきましてもさらに新しい教育課程に関する授業や教育活動に関する公開を積極的に行い、実践を通して保護者や地域住民が理解できるよう各学校に努力を求めてまいりたいと考えております。

次に、現在の学校給食において週3回の米飯給食をすべて米飯給食にする考えはないかについてご答弁を申し上げます。学校給食は、食事を提供することのみでとらえるのでは

なく、栄養バランスにすぐれた献立を通して成長過程にある子供たちにとって必要な食事を提供し、また子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ、さらには地場物産の活用による地域の文化や産業に対する理解を深めさせるなど、健康教育の一環としても児童生徒の心身の健全な発達において教育的意義を有しているものであります。ご質問の米飯給食をふやし、すべて米飯給食にする考えはないかということでございますが、米飯給食については昭和54年に米の消費拡大ということで砂川市では週1回で始まりましたが、徐々に供給回数を増加させ、平成元年から現在の週3回という形になってきたものであります。主食の米飯には米飯に合った副食、パンにはパンに合った副食があり、多様な食材を使用することができます。このことで子供たちはいろいろな食材を摂取することができます、また栄養のバランスもとりやすくなります。また、文部科学省では学校給食執務ハンドブックの中で、学校給食の栄養上の配慮として米飯とパンの比率はおおむね2対3とし、なお中間にめん類等を組み入れるなどバラエティーに富ませることなども考慮し、学校給食としての特色を生かした献立を作成すると、このようにされてございます。ご質問にあります米飯給食を週4回から5回にするという文部科学省からの通知は届いておりませんので、現行の米飯給食週3回、パン給食週2回につきましては変更するという計画はございませんが、通知があった場合には検討しなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

私国の地方財政計画は詳しくお聞きしたのは、先ほど答弁ありましたことしの地方財政計画の特徴はこの麻生内閣の景気対策、これが中心に座っているということですから、国も地方もこの景気対策にどう取り組むのかということで、かなりの地方交付税の増額が進められているのです。麻生内閣2年間で、ことしと来年で景気を回復させるのだと、ですから地方にもそれにふさわしい交付税をふやして、そして先ほど言いましたように総務省の課長の内簡で異例の、本来交付税は地方自治体が自由に使うべきものなのですけれども、この2年間についてはやっぱり雇用や経済危機をどう打開するかという件にやっぱり地域が知恵を出して、先ほど地域の知恵を生かした活動を推進し、地域の雇用を創出するための経費として出しているのだと。それで、部長、公共事業を中心に雇用拡大やっているのですけれども、国はそうではないのです。雇用、公共事業中心の雇用、いわゆる従来型の公共事業中心型の雇用対策というのは従来型のものであって、そこにもお金を使うことも大事ですけれども、これからは雇用を広義にとらえることが必要で、結局福祉や教育、農業、さまざまな分野で、特にこれからの雇用の拡大は農業の分野、福祉の分野というふうに国も方針を出されていて、そうしたことを含めて住民の要求に基づく雇用の創出にどう使っていくのかということが私は大事なことだと思うのですけれども、ことしの市の予算編成見ますとそういうところが全然見えていないのです。先ほどの答弁では今後補

正でその部分はやるというような話もありましたけれども、残念ながらそういうことが見えないものですから、私は少しお伺いしたいというふうに思うのですけれども、この前も質問もありましたけれども、中小企業とか商店の対策でいえばスイートロード事業が切られてしまったというのがありますし、それから農業の対策でいっても、私も一般質問でいたしましたけれども、今回農家の肥料というのは燐鉱石などの値上がりで5割も値上がりしているのです。ですから、砂川市全体ではこれまで肥料費全体は8,000万ぐらいのが1億2,000万ぐらいに上がったと。約4,300万ぐらい負担がふえているのです。そのうち1,200万は農協さんが支出すると。あとの約2,900万は、前回答弁ありましたように国が10分の7、道が10分の1、農家が10分の2を持つという話になっていて、ところが多く市の町村ではその農家の10分の2の10分の1を市町村が出しているのです。そうすると、国も道も市も農家の人も一定この農業経営をやっているということで農業支援策をとって、農家の人たちに少しでも農業経営の安定を図ってもらうという。ところが、うちの場合見ますと、中小企業の振興対策も農業振興対策も全く組み立てられていないというのがあって、非常に私は残念な中身だなと。政府が言っていることと全く違うなというふうにも感じております。皆さんもご存じのとおり、前回は質問がありましたように砂川市のこのパンフレット見ましても、砂川市の名物は何かというところとスイートロード事業、それからソメスサドルさんとか、ほかにはリヴィスタとかアップルガーデンとかラベンダー園とかというふうにはなっていないのです。いわゆる農業の関係で非常に砂川市のこの地域の活性化、あるいは砂川市のPR、いわゆるお菓子と農業分野で非常に貢献をしているのは事実なのですけれども、その分野にどう雇用を拡大していくのかと、支援対策をとって、この視点が非常に大事な点だと私は第一に思っております。

もう一つは、市民の懐を温めて、景気を回復するには、やっぱり皆さんが買い物をして、内需を広げていくということ以外に景気回復はないのです。ですから、そのためには市民生活、特に低所得者や困難、障害者を持っている方々の生活支援対策をしっかりとって、そして内需の拡大を図ることが景気対策の根本になるということで、生活支援対策にもお金を使いなさいというふうに国は言っているのだけれども、これまで幾つか私も質問させてもらっても、何も具体的なものは無いのです。ところが、ほかのまちを見ますと、前に言いましたように火災警報器の助成だとか、それから最近では生活保護費の母子加算や高齢加算がなくなるので、その分に加えて市で給付金制度をつくるか、さまざまなアイデアを出して生活支援対策をつくってやっているのです。国は、それは市町村がどういふことをやるかは別として、地域の皆さんの知恵を生かして、そういうことを大いにやって、内需を拡大して景気の対策をやってほしいということを強く求めているのですけれども、そういう状況が全く見えておりません。

それから、道路特定財源についても、先ほどお話ありましたようにこれまで、去年まで地方道路整備臨時交付金として6,825億円がありましたけれども、これを廃止して、

部長答弁ありましたように地域活力基盤創造交付金、これは9,400円に増額をしていて、それぞれ市町村の交付金、補助金で合計で639億円もの大きな増額になっているし、それから一般公共事業の結局起債の問題についても、これまで起債対象でなかった通常分の事業も起債対象にしたり、それから起債の特例扱いで充当率が45%から今後は90%に引き上げられたり、それから充当率も70%、臨時事業分についてはこれまでどおり95%というようなことで道路整備が非常にやりやすくなるというような状況もありまして、そういう意味で公共事業の分野でも雇用の拡大をするし、それから先ほど言った農業、中小企業の分野でも雇用の拡大を図って、今の景気回復を何としても図っていこうという立場で国は地方財政計画組まれているのでないかというふうに私は理解をしておりますが、その辺が残念ながら反映されておられませんので、その辺について再度お伺いしたいというふうに思っております。

それから、国民投票の関係でいえば、部長お話がありましたけれども、安倍内閣のときにつくったのですけれども、安倍内閣も、それから福田内閣も麻生内閣のときでも全くその後進んでいないのです、附帯決議にあることが。ですから、結局投票年齢を何歳からにするかとか、それから最低投票率を幾らにするとか、それから公務員、教員や公務員のための選挙運動どうなるのか、それから有料広告意見が出されることになっているのですけれども、それをやれば大企業がお金をどんどん出して有料広告をやるのでないのかとかさまざまな問題があって、これから国会でそれらを議論すると。そのほかにも先ほど言った憲法審査会の問題とか広報協議会の問題など幾つもあるのですけれども、これらも全くつくられていない、進められていないと。そういう中で総務省がこれらをやれと言われても、中身が決まっていないのにシステムだけ改修というのは私はおかしいのだなというふうに思うのですけれども、それは全く関係、そういうことと関係なく、そのシステムの改修やっても無駄にならないのかどうなのか。私はきちっとそういうものがもしやるのであればそういうものが確定してからやるのが合理的でないかと思いますが、その点についてお伺いしたいというふうに思っております。

それからあと、教育委員会の関係で、新学習指導要領について詳しいご答弁いただきましたけれども、一般新聞にも記載されているように40年ぶりに授業数と授業の内容がふえて、戸惑いの声がすごく教師からも学校からも、それから父母の皆さんからも、保護者の皆さんからも上がっていると。一番心配されるのは、ふえる授業で教え漏れや勉強嫌いが出ないかというのが、今でさえ大変落ちこぼれとか格差とかいろんなことあるのだけれども、それが大きくなるのかというようなことが言われていて、多くのご意見が出されているようであります。ことしから施行、先行で施行されるわけですけれども、本格的には先ほど答弁のあったとおりでありますけれども、お伺いしたいのは、教育長は教育執行方針で指導内容の充実や授業増加についての対応を着実に取り組んでいきますというふうに述べられておりますけれども、そもそもこの学習指導要領というのは学校が参考にす

る基準であって、学校が進める教育課程、いわゆる教育全体の計画は学校ごとにつくるといふに言われていますし、この教育課程をつくる上で最も大事なことは子供の成長、発達に見合った計画をつくるのが大事だということと、それからもう一つは父母の願いなり、要望がそれにきちっと反映されて、地域ぐるみの教育ができるような、そういう計画をつくるのが大切だといふに言われているわけですが、どうも見ますと、今の話を聞きますと教育委員会からその方針でそのとおりやりなさいというような中身のように見えるのですけれども、このあたり学習指導要領が果たす役割というか、いわゆる学校が進める教育活動、全体計画、いわゆる教育課程に果たす役割というものについて基本的な点ですが、お伺いしておきたいといふふうに思っております。

最後に、米飯給食ですが、これは次長は文部省からまだ来ていないから、来たらやるという話、検討するという話なのですけれども、学校給食をめぐる情勢が近年一変したのです。そして、特に米飯給食の社会的意義が高まった。それは、皆さんもご承知のとおり日本の食料の自給率がこうなって、食料の、世界の食料事情も含めて非常に議論がされたり、それから食の乱れなどから太り過ぎや、それからやせ過ぎの問題、それから、そういうことから健康的な日本型食生活の継承という課題も出てきたり、お米を中心とした食文化をどう守るか、さらには水田を守り、生態系の環境を維持し、国土保全につながるというようなことから、やはり米飯給食を積極的に行うべきだということで、国会でも与党の議員さんからこの質疑がされまして、それで河村官房長官はそのとおりですと、ですから当然もう3回は達成したのだから、もう4回、5回、4回やっているところは5回にしまいと、3回のところは4回以上にしまいとというようなことで、そういうような答弁が出されて、文部大臣に対する指導を行うという答弁も出ているのです。ですから、そういう意味では先ほど答弁でうちは平成元年から3回ずっと続いているといふのですけれども、やはり全国的にこの今の日本の食料事情等々含めて食料自給をどう上げるか、環境をどう守るかというようなことから、以前の教育次長の言った答弁の状況から非常に、以前はそうだったのですけれども、変わっているのです。そしてさらに、政府は、米飯給食にすれば給食費が上がるという、私も前に聞いたならそういうような教育委員会からのお話もあったのですけれども、そういうことが起こる場合には政府は一体で取り組むために実施回数をふやす自治体に政府の備蓄米を無償で提供していったら、その引き上げを抑えたいと、そこまで国は方針を出しているのです。ですから、給食費上げなくても、全回5回米飯給食にできるという道も開かれておりますので、ぜひ砂川市は文部省から来たら検討するのではなくて、やはり米の産地でありまして、砂川産のお米を使って、砂川産の食材を使って、そして給食をやって、来年度からは栄養教諭も配置されるということがありますから、食文化その他を大いに進めていくという点では絶好の機会でないかといふふうに考えますので、ぜひ積極的に検討していただきたいと思いますが、そのあたりお考えあるのかどうか再度お伺いして、2回目終わります。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 私のほうから2点ほどご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、今年度の21年度の予算の中で生活対策といいますか、内需拡大の対策が見えてこないではないかというご質問でございます。今回の地方交付税の1兆円の増額でございますけれども、これにつきましては項目としては1回目でご答弁申し上げましたとおり地域雇用創出推進費だとか地域の元気回復、または医療、少子化体策、それから公債費の償還期限の見通しなど1兆円ということでございますけれども、砂川市の交付税の状況を見ますと交付税では2,000万円しかふえてこないというのが実際にございます。それで、交付税というのは、議員も申しましたけれども、一般財源とされているということでございますけれども、総務省の財政課長の内簡の中では雇用対策についてはそれぞれその使途が住民に明らかとなるように取り組むことが望ましいというふうに言われてございますけれども、それとまた同じようにこれは国民生活を守るために未来につながる事業に積極的に市町村が知恵を絞って取り組んでほしいというふうにも言っているところでございます。それで、この雇用、雇用対策につきましては、20年度、21年度、22年度ですか、財政担当としては交付税の総枠がある程度これらの名目のもとに総枠は前年より落ちないで守られたという認識をしているものですから、非常にどこの市町村もその対策には苦慮しているというのが実際でございます。それで、砂川市の実態を申し上げますと、市長が常々申し上げておりますけれども、砂川市は建設事業に従事する人の割合が非常に多いということもございまして、昨年20年度の第1次補正、第2次補正、それから本年度の公共事業、または病院のほうでは病院の改築事業ということでそれぞれ事業費を組んでございまして、これら雇用対策にかかわるお金5,400万ほど算定されてございますけれども、これらについては21年、22年ということもございまして、学校耐震化などの事業に取り組むところに充当していったら、一番速効性あるのはやっぱり雇用の確保、一番守るといっては公共事業をやることによってそれらの従業員も含めて守れるということもございまして、これらの方角、方向で今は考えているというところでございます。

それから、もう一点、国民投票の関係でございます。今システム改修、いわゆるシステム改修をすることは無駄にならないのかということもございまして、この国民投票の関係につきましては既に国のほうで法律が通ってございます。それで、これにつきましては、地方自治法に規定する法定受託事務ということになってございまして、地方自治体がみずからの判断で行うというのではなく、国から委託され、代行して行う事務というふうになってございます。それで、議員ご指摘のとおり附帯決議がいろいろついてございまして、その中では最低投票率の是非だとかいろいろ論議になっているというふうに聞いてございますけれども、この法律自体については国のほうで可決、成立した法律でございますので、自治体としてこれについていろいろとどうのこうのと言う立場にはないものと



いうふうに考えてございますし、非常に冷たい言い方になりますけれども、法的には附帯決議自体については法的拘束力はないということになってございますので、法定受託事務として淡々とシステムの改修については構築していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 ご質問のございました学習指導要領、それから各学校で策定をいたします教育課程の役割、それと給食にかかわるそういう考え方、米飯の取り入れ方の考え方、これらの2点についてお話をさせて、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、今回の学習指導要領の改訂につきましては、先ほどもご答弁で申し上げましたけれども、基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着を図ることとこれらを活用する力を育成するということで、子供たちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るため繰り返し学習や知識、技能を活用する学習として観察、実験やレポート作成、論述などを行う時間を充実するための授業時数でございます。こういったことから、先ほどもご答弁をしておりますけれども、昨年度市内の教務、各学校の教務担当教諭、それから校長会等々の中で作成を、編成をいたしました学習指導要領研究委員会の中で今回の改正にかかわるそういった内容の研究と、それから移行措置にかかわる取り組み等について議論をしていただきまして、移行措置資料という部分を取りまとめたところでございます。この学習指導要領につきましては、全国どこの学校でもある程度そういう各学年において習得しなければならないそういった内容について示されているものでありまして、教育機会の均等を確保していくという部分においてはこれは重要なものであると、そのように考えてございます。それらをもとに各学校では具体的なそういう授業の内容等々進めるために各学校でそれぞれ特色を生かした教育課程を編成をさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、学校給食の関係でございますけれども、給食につきましては議員さんもお指摘のとおりやはり米飯という部分のところでは、米飯は伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を児童生徒に身につけさせることや日本文化としての稲作についての理解をさせるといった部分では教育的な意味もございますし、けれども、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、今現在の給食の部分については、いろんなそういう米飯には副食もございますし、パンにはパンに合ったそういう副食というものもございます。食育という観点からも、やはりいろんな食材を使った中で栄養バランスのとれたそういう給食を提供していきたいということで今現在取り組んでいるところでございます。議員さんからもお話がございましたけれども、政府の備蓄米を無料で提供するというようなお話がございまして、それらにつきましてはそういった情報をきちっと確認をしながら、今後そういう政府のそういう考え方も含めて示された段階では検討をしてみたいということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 では、最後の質疑をさせていただきます。

国のこのことしの先ほど地方財政の基本についてお話をいたしましたけれども、懸念されることは、総務省も言っているのです。地方自治体の財政は厳しいから、将来のためにその余裕を持った分を残しておこうという傾向が出れば、定額金を貯金すると同じことになって、全然景気対策にはならないのです。だから、異例の要望ですね、これはさすがに今部長言ったように向こうも要望しか言っていないです。こうなさいという指導ではできないのですけれども、でも地方交付税は地方自治体が独自に使うお金ですからいいのですけれども、しかし要望を出したということはやはりどうこの今の景気を回復させて、雇用を拡大させるのかということは、国も地方自治体もよく考えてその対策打ちなさいと、特にことしと来年2年間でということが言われているのです。だから、私は次の、砂川市の財政状況は、この間も市長から長いご答弁がありましたけれども、大変厳しい状況もわかります。だから、それも見据えなければなりませんけれども、でもそれだけ言っていたら結局何も景気も回復も何もならないで、そうすると前にも言われました悪循環繰り返すだけですね、税収は入ってこないから、また厳しく。そうならないで、やっぱり景気を回復させて、そして税収も入ってくるようにどう政策を組むのかというのが私たちに今問われているのがことしの一般会計予算でないかなというふうに考えております。そういう意味で、今度の予算を見せていただいたら残念ながらそういう分野が、結局先ほどお話ありましたように働く人が多いから、いわゆる、いわゆる公共事業というか、建設業多いから公共事業なのだと。それはそれで必要なのですけれども、その分野だけでないだろうと。それは、その事業が終わってしまえば終わってしまうのです。ですから、そうでなくて地域の農業とか中小、地域産業とか、そこを振興させることによって安定的に雇用が拡大されていくということもあって、そういう分野にきちっとやっぱりお金もつぎ込んで、一定の名目で地域産業を振興させていく。これがなければ地域の経済の活性化にはなりませんし、それから今この不況で大変に苦しんでいる特に低所得者、障害者、そういう人皆さんに対し可能な限り手厚い生活支援対策をして、そして内需拡大にして、貢献していただくためにやろうと。それから、もう一つは、これは教育委員会のほうになりますけれども、先ほどは学習指導ありましたけれども、やはり今経済的な状況も踏まえて教育の格差が生まれているのです。機会均等の教育というお話もありましたけれども、それが残念ながら経済的な格差のもとでそうはできないような状況になっている。それを何とか財政的な支援を含めて是正しようというのが国の方向づけでもあるものですから、残念ながら砂川市の予算見ますとそういう部分が見られないので、私は今回質疑をさせていただきました。

それで、予算委員会もありますから、これで終わりますけれども、その辺で何かもしコメントあればご答弁いただいて、終わりにしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 8 号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 9 号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 10 号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 11 号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第 12 号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 12 号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第 13 号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 13 号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第 14 号に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 14 号に対する総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております 18 議案は、議長を除く議員全員で構成する第 2 予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りします。

第2 予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前11時55分